

開発途上国に対する法制度整備支援の推進

(法務総合研究所国際協力部)

平成30年度予算176百万円

事業の課題

- 本事業は、相手国の要請やその実情に応じて、民商事法分野の基本法令等の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行うもの。
- 成果目標を適正に設定した上で、具体的な評価方法を策定すること及び組織体制を明確にして効果的に事業を進めていく必要があることが課題となっていた。

改善内容

- 事業目的に即した客観的評価が可能となるよう成果目標の見直しを行い、法制度整備支援の事業目的の柱である基本法令等の起草支援や運用支援の目標及び実績を指標として対外的に明らかにするよう改善した。
- 本年6月、外務省、JICA、法務省が参加する法制度整備支援に関する戦略協議の場を新たに設け、法制度整備支援活動の全体像の共有と戦略的实施、法制度整備支援への十分な人的・物的リソースの確保、新規案件形成に向けた連携強化等、各省庁・機関が連携して取り組むべき案件について具体的な協議を行うなどの取組を推進している。

選定理由

- 本事業は平成28年度公開プロセスの対象事業であるところ、課題を基に適切に成果目標の見直しが行われた事例であり、関係省庁・組織との情報共有、連携体制を明確にし、支援の効果が最大限になるよう取組の強化が図られていることから、複数の省庁が連携して行う他の事業でも参考となる汎用性が認められる。